

福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議会則

（趣旨）

第1条 福岡県犯罪被害者支援協議会会則第12条の規定に基づき、福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員による会議（以下「専門委員会議」という。）の運営については、この会則の定めるところによる。

（協議事項）

第2条 専門委員会議は、福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号）第10条の規定に基づく支援計画に盛り込むべき内容について協議し、協議結果を福岡県犯罪被害者支援協議会に報告する。

（構成）

第3条 専門委員会議は、福岡県犯罪被害者支援協議会会則第8条の規定に基づいて任命された委員により構成する。

2 専門委員会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する専門委員会議に属する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 専門委員会議は、委員長が招集する。

（雑則）

第5条 この規定に定めるもののほか、議事の手続その他専門委員会会議の運営に関し必要な事項は、専門委員会議の議を経て委員長が定める。

附 則

この会則は、平成30年5月15日から施行する。